

- 同一ワクチンの接種間隔において、通常の接種間隔よりも長い間隔を置いて接種しても、その有効性・安全性が損なわれるとは考えられていないこと
- 規定された接種間隔を超えて予防接種を受けることによる個人的・社会的メリットは、接種間隔の緩和により勧奨効果が薄れてしまうことにより発生しうるデメリットよりも大きいと考えられること

以上のことから、接種間隔の上限について標準的な期間として規定しながら、通常の接種間隔を超えてしまった場合においても、定期的予防接種として取り扱えるようにすることが望ましいと考える。

	長所	短所
接種間隔の厳守	<ul style="list-style-type: none"> ○ 治験等で最も有効性・安全性について検証されているスケジュールで接種することになる。 ○ 接種間隔を厳守することを明確にすることで、被接種者への勧奨効果が期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期接種の機会を逃してしまう被接種者が生じ、疾病の発生が増加し、まん延が防止できない可能性がある。
接種間隔の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期接種の機会を逃してしまった被接種者に接種機会を提供することができる。 ○ スケジュールの調整が行いやすくなり、接種率が上がることで、疾病の発生・まん延を防止することが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆるスケジュールの有効性・安全性について、必ずしも治験等による厳密な検証は経ていない。 ○ 接種間隔を緩和することで、勧奨効果が薄れ、標準的な接種間隔での接種率が下がる可能性がある。

接種間隔の緩和について（1）

平成26年度より、以下の通り、規定を改正し、接種間隔を緩和した。

予防接種		旧規定	現行規定
ジフテリア 百日咳 ポリオ 破傷風	実施規則	第1期予防接種の初回接種：20日から56日までの間隔をおいて3回	20日から56日まで以上の間隔をおいて3回
	実施要領	第1期予防接種の初回接種：20日から56日までの間隔をおいて3回	20日から以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回
日本脳炎	実施規則	第1期予防接種の初回接種：6日から28日までの間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後おおむね1年を経過した時期に1回	初回接種：6日から28日まで以上の間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後おおむね1年6月以上の間隔をおいて経過した時期に1回
	実施要領	第1期予防接種の初回接種：6日から28日までの間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後おおむね1年を経過した時期に	初回接種：6日から以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後おおむね1年を経過した時期に6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に
Hib <small>(初回接種開始時に2月-12月のもの。 初回接種開始時に12月-のものについては変更なし)</small>	実施規則	初回接種： 〔初回接種開始時に2月-7月〕 27日（医師が必要と認めるときは20日）から56日までの間隔をおいて3回 〔初回接種開始時に7月-12月〕 27日（医師が必要と認めるときは20日）から56日までの間隔をおいて2回 追加接種： 初回接種終了後7月から13月までの間隔をおいて1回	初回接種： 〔初回接種開始時に2月-7月〕 生後12月に至るまでの間に27日（医師が必要と認めるときは20日）から56日まで以上の間隔をおいて3回 〔初回接種開始時に7月-12月〕 生後12月に至るまでの間に27日（医師が必要と認めるときは20日）から56日まで以上の間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後7月から13月まで以上の間隔をおいて1回 ただし、初回接種の開始時に生後2月から生後12月に至るまでの間にあった者が、初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて1回
	実施要領	〔初回接種開始時に2月-7月〕 初回接種：27日（医師が必要と認めるときは20日）から56日までの間隔をおいて3回 追加接種：初回接種終了後7月から13月までの間隔をおいて1回 〔初回接種開始時に7月-12月〕 初回接種：27日（医師が必要と認めるときは20日）から56日までの間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後7月から13月までの間隔をおいて1回	〔初回接種開始時に2月-7月〕 初回接種：27日（医師が必要と認めるときは20日）から以上、標準的には27日（医師が必要と認めるときは20日）から56日までの間隔をおいて3回 追加接種：初回接種に係る最後の注射終了後7月から以上、標準的には7月から13月までの間隔をおいて1回 ただし、初回2回目及び3回目の接種は、生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて1回行うこと。 〔初回接種開始時に7月-12月〕 初回接種：27日（医師が必要と認めるときは20日）から以上、標準的には27日（医師が必要と認めるときは20日）から56日までの間隔をおいて2回 追加接種：初回接種に係る最後の注射終了後7月から以上、標準的には7月から13月までの間隔をおいて1回 ただし、初回2回目の接種は、生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて1回行うこと。

接種間隔の緩和について（２）

予防接種		旧規定	現行規定
HPV (2価ワクチン)	実施規則	1月から2月半までの間隔をにおいて2回接種した後、1回目の注射から5月から12月までの間隔をにおいて1回	1月以上から2月半までの間隔をにおいて2回接種した後、1回目の注射から5月から12月まで以上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔をにおいて1回
	実施要領	標準的な接種方法として、1月の間隔をにおいて2回行った後、初回1回目の接種から6月の間隔をにおいて1回行うこと。ただし、やむを得ず接種間隔の変更が必要な場合は1月から2月半までの間隔をにおいて2回接種した後、1回目の注射から5月から12月までの間隔をにおいて1回	標準的な接種方法として、1月の間隔をにおいて2回行った後、初回1回目の接種から6月の間隔をにおいて1回行うこと。ただし、やむを得ず接種間隔の変更が必要な当該方法をとることができない場合は1月から2月半までの間隔をにおいて2回接種した後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の注射から2月半以上12月までの間隔をにおいて1回
肺炎球菌 (初回接種開始時に生後2月 - 生後12月のもの 生後12月 - のもの については変更なし)	実施規則	初回接種: 〔初回接種開始時に2月 - 7月〕 生後12月に至るまでの間に27日以上の間隔をにおいて3回 〔初回接種開始時に7月 - 12月〕 生後13月に至るまでの間に27日以上の間隔をにおいて2回 追加接種: 初回接種終了後60日以上の間隔をにおいて、生後12月に至った日以降において、1回	初回接種: 〔初回接種開始時に2月 - 7月〕 生後124月に至るまでの間に27日以上の間隔をにおいて3回 ただし、生後12月を超えて第2回目の注射を行った場合は、第3回目の接種は行わないものとする。 〔初回接種開始時に7月 - 12月〕 生後1324月に至るまでの間に27日以上の間隔をにおいて2回 追加接種: 同左
	実施要領	〔初回接種開始時に2月 - 7月〕 初回接種: 27日以上の間隔をにおいて3回 追加接種: 生後12月から生後15月を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をにおいて1回 ただし、初回2回目及び3回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。 〔初回接種開始時に7月 - 12月〕 初回接種: 27日以上の間隔をにおいて2回 追加接種: 初回接種終了後60日以上の間隔をにおいて1回 ただし、初回2回目の接種は生後13月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。	〔初回接種開始時に2月 - 7月〕 初回接種: 標準的には生後12月までに27日以上の間隔をにおいて3回 追加接種: 左に同じ ただし、初回2回目及び3回目の接種は生後124月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。 また初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、初回3回目の接種は行わないこと（追加接種は実施可能）。 〔初回接種開始時に7月 - 12月〕 初回接種: 標準的には生後12月までに27日以上の間隔をにおいて2回 追加接種: 初回接種終了後60日以上の間隔をにおいて1回 ただし、初回2回目の接種は生後1324月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。